

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十号

深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
深谷市	平成三十年度	地籍図二十九枚	令和二年三月
	令和元年度	地籍簿一冊	三十日
		区（大谷の一部）	